

(7) 管理事務所 干係

RH'-0018

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

寫

厚連平第二〇四号

昭和二十一年九月四日

終戦連絡中央事務局厚木出張所

所長 今井重夫

終戦連絡中央事務局

設営部長殿

家族住宅維持管理事務所経費に関する件

八月二十二日附絡設経合第五四一号貴信に於し、常務幹下には
該當なし。尚家族住宅に付ては基地内に八棟のコンセットハウス
が設置され居る。御答是迄

本信寫送付先 横浜事務所長

外務省

p4,3,0.1

〇一九一七九 平 廿一 九 十八 一〇 三〇 絡 設

神戸事務所長

設営部長

第六〇號

(進駐軍家族住宅管理に関する件)

- 九月十一日附電第九七號に關し
- 「第一項に關しては甲越の通り差支なし
- 「第二項請負業に對する費用の補償は認め難し
- 「管理事務所設置に伴ふ経費に關しては八月二十二日附絡設経合
第五四一號拙信に基き豫算書作成の上當局の承認を得られたい

設

RH'-0018

0204

電信寫

24301

昭和二十二 一六八六 平 熊本 三月二十二日一六〇〇發 絡設

千葉 二月二十八日一四〇〇發

吉田 總 裁 本省 二月二十八日一五四六着 倉田事務局長代理

第三號

(占領軍家族住宅管理事務所設置の件)

二月二十六日千葉縣において占領軍家族住宅管理事務所を木更津、松戸に設置した (了)

配布先 文、電、給設部長、絡秘書、絡總繼、絡設各課

外務省

電信寫

P. 4. 301

昭和二十二 一六八六 平 熊本 三月二十二日一六〇〇發 絡設

二十三日〇八〇五着

吉田 總 裁 八木事務局長

第六一號

(管理事務所新築に関する件)

當地新築家族住宅中三〇戸は既に一月末より維持管理を開始し居るところ管理事務所なき爲日々の事務に絶大な支障を來し居りついては二十四時間サービスの遂行も困難にして事務所の新築一家屋値上不能なる事情累次御報告の通りなり(は急を要する事情なるが二月初係官上京の際本件は全體的に統一を計る見地から復興院に於て規格を立案の上新築許可する方針であるとの中央の御意向を承知し近く何等御指示に接するものと思ふが運営上の都合もあるに付本件處知振りを御回電御願ひする(了))

配布先 文、人、絡設部長、絡秘、絡總繼、絡設、庶、營、經

外務省

電信寫

H'2201-2

昭和二十二年 八月二十九日 午前 十一月二十九日 〇九二五 発 給設

戸出 給 裁 群馬縣知事

(占領軍家族宿舍管理事務所及び倉庫設置の件)

本縣より申請中の占領軍家族宿舍東別荘管理事務所及び倉庫設置の件係將夜シヨンス入尉より申請案にて十二月末日までに完成方致命ありたるにつき促進方取計らわれたし

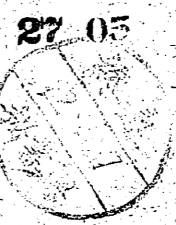
配布先 文、電、次長、給設部長、給秘書、給総務、給設総、業、証、労

外務省

分類 H'22.0.2

電 信 案	電 送 第 22103 號	管 理 部 長
	昭和二十二年九月二十七日	主任 總務部長 代 行
	午後 〇時 〇分	昭和二十二年九月二十七日 起草
件 名	宛 鹿兒島縣知事	發 設 營 部 長
件 名 新築に關する件	發 家族住宅維持管理事務所	
第 號	記 録 件 名	
側よりの命令もありしぼくも猶豫ありたい		
家族住宅維持管理事務所、新築の件占領軍		

外務省



RH'-0018

0206